安城市農業委員会議事録（農地部会）

日　　時	平成２８年４月２５日（月） 開会　午後４時７分 閉会　午後４時２４分
会　　場	第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第７条による委員数　１３名 法第１２条による委員数　４名
出席委員数	法第７条による委員数　１３名 法第１２条による委員数　３名
欠席委員	５　沓名　正夫　委員
議長	農地部会長　清水　博雄　委員
出席依頼した他の委員	農業振興部会委員　１６名
事務局	荻須事務局長、横山事務局課長、島田課長補佐、 古居専門主査、宇波主事、今泉主事補
議事録署名者	１４　山口　実　委員　　１５　菱田　政量　委員

会議の記録

午後４時７分、清水　博雄　農地部会長は、議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名
議事録署名者　１４　山口　実　委員　　１５　菱田　政量　委員
また、欠席者は　５　沓名　正夫　委員　と報告

続いて議長は協議事項に従い、下記の通り議案を上程

□　日程第１　第６号議案　農地法第３条の規定による申請について　４件

上記の議題について、宇波主事から次の通り説明があった。

よろしくお願いします。
日程第１第１６号議案農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。
今回の申請は、受付番号１２から１３及び設２から設３までの計４件です。申請内容は、売買が１件、贈与が１件、使用貸借による権利の設定が２件です。
譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが１件、農耕に精進するためが３件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが４件です。
下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。
申請面積につきましては、田５，９９５㎡、畑１２５㎡の合計６，１２０㎡です。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

□　日程第２　第１７号議案　農地法第５条の規定による申請について　　３件
□　日程第３　第１８号議案　農地法第５条の規定による申請について　　２０件

上記議題について、古居専門主査から次のとおり説明があった。

まずはじめに、日程第２第１７号議案農地法第４条の規定による申請についてご説明申し上げます。
今回の申請は、受付番号１０から１２までの３件になります。転用行為の内容は、住宅用敷地の拡張が３件です。申請面積は、田５㎡、畑１，０２８㎡の合計１，０３３㎡

です。
　続きまして、日程第３第１８号議案　農地法第５条の規定による申請についてご説明申し上げます。
　今回の申請は、受付番号５５から７４までの２０件です。転用行為別に見ますと、敷地の拡張が２件、資材置場が２件、事務所の建築が１件、駐車場が１件、住宅及び駐車場が３件、店舗及び駐車場が１件、分家住宅の建築が８件、粘土採掘場が２件です。面積につきましては、田１４，８４４．９６㎡、畑３，１７２．０７㎡の合計１８，０１７．０３㎡になります。
　それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は５条の受付番号６０です。申請日は平成２８年４月５日、同日農業委員会受付となっております。申請人は議案書のとおりです。事業計画の内容は、貸渡人である祖父の土地に借受人である孫が、分家住宅を建設するものになります。
　事業期間につきましては、許可後の平成２８年６月１日より着工し、同年９月３０日に完成する計画となっております。
　立地の条件についてですが、資料１をご覧ください。申請地は、東側に向かって住宅等が連たんしている地域にあります。今回のように、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地は第３種農地と判断されます。この第３種農地は、市街化の傾向が著しい区域内の農地であり、原則として農地転用の許可ができるものとされております。
　許可の要件についてですが、転用行為を行うために必要な資力及び信用があると認められない場合は許可できないこととなっておりますが、申請者は過去において違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画となっており、問題ないと考えております。
　また転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないこととなっておりますが、申請地は申請者自身が耕作を行っており、小作人等はいないため、該当しないと考えております。
　続いて許可を受けた後、遅滞なく申請農地をその用途に供する見込みがない場合は許可できないこととなっておりますが、先程の事業計画から考慮しても問題ないと考えます。
　申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、または処分の見込みがない場合は許可できないこととなっておりますが、都市計画法の建築許可や、道路・水路の占用等について庁内関係部署に意見を求め、必要な手続きをしていることを確認しておりますので、該当しないと考えております。
　周辺農地等に係る支障の有無についてですが、資料２及び資料３をご覧ください。申請地周辺の農地は道路に接しており、営農活動をしていくのに支障はないと考えております。隣地との境界にはコンクリートブロックを設け、土砂の流出などの影響がないように配慮されていると判断できますので、問題ないと考えております。排水計画につきましては、雨水は勾配をつけて集水枡に集め、汚水に関しては、合併浄化槽により適切に処理した後、東側道路側溝に排出する計画となっており、問題ないと考えております。

４条申請及び説明案件を含む５条申請あわせて２３件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積 1,000 ㎡以上の案件については、受付番号７３，７４です。別紙地図において場所のご確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、４月１５日金曜日に長谷部勇委員と榊原喜榮子委員に同行していただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、以下のとおり全員異議なく了承

□　日程第４　第１９号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について　１件

上記議題について、宇波主事から次のとおり説明があった。

よろしくお願いいたします。

日程第４第１９号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号６の１件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積につきましては、田５，４７７㎡、畑１，８６１㎡の合計７，３３８㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格証明書を発行する予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

□　日程第５　報告第４号　専決処分について

上記議題について、今泉主事補から次のとおり説明があった。

日程第５報告第４号　専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第４条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１０から１３の４件です。転用行為別にみますと、資材置場の設置が１件、住宅の建築が１件、自己用住宅の建築が１件、共同住宅の建築が１件です。面積は、田２，７０９㎡、畑６４６㎡の合計３，３５５㎡となっております。

続きまして、農地法第５条の届出についてご説明申し上げます。５条の届出は右方の、№.１から№.４までございますが、№.４が次の農地法第１８条関係のページと入れ替わってしまっております。誠に申し訳ございませんでした。恐れ入りますが、５条の№.４は農地法第１８条関係の裏面をご覧ください。今回の申請は、受付番号１８から３０までの１３件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が４件、敷地の拡張が２件、住宅の建築が５件、分譲住宅の建築が１件、自己用住宅の建築が１件です。
面積は、田３，７０２．２９㎡、畑２，０６６・４０㎡の合計５，７６８．６９㎡となっております。

続きまして、農地法第１８条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号２２から２６までの５件です。解約事由別にみますと、転用するためが２件、学校実習田の解約が１件、他者に賃貸しするためが１件、自作するためが　１件です。面積は、田９，４４９．００㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号３の１件です。改良の種別は、湿田のかさ上げをし、耕作しやすくするためが１件です。

面積は、田１，４８７㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後４時２４分、議長は閉会を宣する。